

第 6354 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月 8日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 消費税課税事業者の届出

Q : 昨年の売上が1,000万円を超えました。消費税が課税になるそうですが、どのようにしたらいいですか？

A : 消費税課税事業者届出書を提出しなければなりません。

【解説】

消費税は、基準期間(その年の前々年)の課税売上高(消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます)が1,000万円を超える事業者に課されます。

したがって、令和元年分の課税売上高が1,000万円を超えたということでしたら、令和3年分は消費税の課税事業者に該当することとなりますので、この場合には、今年度中に納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」を提出しなければなりません。

また、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度(業種に応じた「みなし仕入率」により納付税額を計算する制度)を選択することができますが、選択する場合には、選択しようとする年の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

ただし、この場合には、2年間以上継続適用が必要で、その間は、多額の設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできませんので注意が必要です。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】